

令和5年度 仙台市医師会看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は保健師助産師看護師法（法律第203号）、学校教育法（法律第26号）および専修学校設置基準（文部科学省令40号）に基づき、看護師となるために必要な知識・技術・態度を修得させ、社会に貢献できる有能な看護師を育成することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本校は仙台市医師会看護専門学校と称し、仙台市泉区八乙女3丁目1番1号に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 教職員は、看護師等養成所としての教育水準の維持・向上と創意工夫のある教育を追求し、第1条の目的を達成するため、自ら点検・評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第2章 課程、修業年限、定員並びに休業日等

(課程、修業年限、定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および入学定員は次のとおりとする。

課程	学科	昼夜の別	修業年限	入学定員		総定員
				人数	学級数	
医療専門課程 (看護師2年課程)	看護学科	昼間	2年	40	1	80
医療専門課程 (看護師3年課程)	看護学科	昼間	3年	80	2	240

2 在学年限は、修業年限の2倍とする。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を次のように前期・後期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、学校長が必要と認めたときは、休業日においても授業または臨地実習を課することができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定められた休日

(3) 学校創立記念日

(4) 夏季休業 4週間

(5) 冬季休業 2週間

(6) 学年末休業 2週間

(7) 前各号の他、学校長の定める日

第3章 教育課程、単位数及び成績評価等

(教育課程、単位数及び授業時間数)

第7条 教育課程、単位数及び授業時間数は、次の通りとする。

- (1) 看護師2年課程は、別表1のとおりとする。
- (2) 看護師3年課程は、別表2のとおりとする。

(授業科目の単位数)

第8条 授業科目の単位数は授業の方法に応じ次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習は、15～30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実技は、30～45時間をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習は、30～45時間をもって1単位とする。
- (4) 各授業科目の授業の方法および時間数については授業要綱に定める。

(成績評価)

第9条 授業科目の評価は、当該授業終了後の単位認定試験等による。

2. 単位認定試験の受験資格は、当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上履修していなければならない。
3. 臨地実習の成績評価は各科目の実習評価表による。
4. 成績の評定はA,B,C,Dの4段階で表示し、C以上を合格とする。
5. 成績の評定は別に定める。

(単位認定)

第10条 学校長は別表1及び別表2に掲げる授業、実習等を受講し、単位認定試験及び実習評価に合格した者について当該学年の単位修得の認定をする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 本校看護学科の入学前に、他の学校等において既に履修した科目については本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 他校履修の単位認定は別に定める。

第4章 入学、休学、退学、除籍、卒業等

(入学資格)

第12条 看護師3年課程に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律26号）第90条の規定に該当する者とする。

(入学試験及び合格者の決定)

第13条 学校長は、入学志願者に対して筆記試験と面接試験を行い、書類審査と併せて審議し、合格者を決定する。

(入学手続き)

第14条 前条により合格した者は、次に掲げる書類に入学金を添え、指定の期日までに学校長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式1号）
- (2) その他学校長が必要と認めるもの

(保証人)

- 第 15 条 前条に規定する誓約書の保証人は、独立の生計を営み学生に関する一切の責任を負うことができる成年でなければならない。
- 2 保証人を変更した時又は保証人の住所等に異動があった時は、速やかに学校長に届け出なければならない。

(入学資格と籍登録)

- 第 16 条 学校長は第 14 条第 1 項に規定する手続きを完了した者について入学する資格を与える。
- 2 入学手続きを完了し、学校長が許可した者は、本校学生として学籍簿に登録する。

(入学許可の取消)

- 第 17 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入学を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により入学の許可を受けた者
- (2) その他、不相当と認めた者

(転入学)

- 第 18 条 学校長は転入学を希望する者がある場合は、教育進度が同程度であり、かつ相当年次に受入可能な条件がある場合に限り、選考の上入学を許可することができる。

(転学)

- 第 19 条 他の看護学校に転学を希望する者は保証人連署の転学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

- 第 20 条 傷病その他の事由により修学不能の場合はその事由を記載し、休学願を提出し学校長の許可を受け休学することができる。なお、休学が傷病による場合は医師の診断書を添えなければならない。
- 2 学校長は必要があると認める時は休学を命ずることができる。
- 3 休学理由が消滅した時は学校長の許可を受けて復学することができる。なお、復学理由が傷病回復による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

- 第 21 条 学校長は学校保健安全法第 19 条に相当するときは、出席停止を命ずることができる。

(退学)

- 第 22 条 退学しようとする者は保証人連署の退学届を提出しなければならない。
- 2 学校長は退学届けを受理したのち、受理書を通知する。

(除籍)

- 第 23 条 学校長は次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
- (1) 死亡した者または失踪を宣言された者
- (2) 規定する休学期間中に復学できない者
- (3) 在学期間を超えた者
- (4) 行方不明および在学継続の意思表示なく欠席し、2 か月以上経過している者
- (5) 授業料、その他の納入金を滞納し、督促に従わない者

(課程修了の認定)

- 第 24 条 学校長は、所定の期間在学し所定の単位を修得した者に卒業を認定する。
- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、原則として卒業を認めない。
 - 3 学校長は前項において卒業を認定された者に卒業証書（様式 2 号）を授与する。

(称号の授与)

- 第 25 条 学校長は、第 24 条第 1 項により本校を卒業した者に対し、専門士（医療専門課程）の称号（様式 2 号）を授与する。

第 5 章 賞罰

(褒賞)

- 第 26 条 学校長は他の学生の模範と認められる者を褒賞することができる。

(懲戒)

- 第 27 条 学校長は本校の規則に違反し学生の本分に反する行為があると認めた者に対し、教育審議委員会の審議を経て、懲戒を行うことができる。
- 2 学校長は次の各号の一に該当する場合は、戒告、停学、退学のいずれかの処分をすることができる。
 - (1) 正当な理由なく、出席常でない者
 - (2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (3) 前各号に掲げる者を除くほか、学校長が学習継続することを不適當と認めた者
 - (4) その他 懲戒規程による行為

第 6 章 教職員組織

(教職員)

- 第 28 条 本校に次の職員を置く。

	看護師 2 年課程	看護師 3 年課程
学校長	1 名	
副学校長	2 名	
主事	1 名	
教務部長	1 名	1 名
実習調整者	1 名	1 名
専任教員	7 名以上	12 名以上
実習指導教員	1 名以上	1 名以上
講師	30 名以上	30 名以上
校医	1 名	
事務課長	1 名	
事務職員	1 名	1 名

第 7 章 運営管理

(運営管理)

- 第 29 条 学校長は、運営管理規程を設け、円滑かつ効率的な学校運営を図るための委員会を設置する。

第8章 健康管理

(健康管理)

- 第30条 学生の健康を保持するために毎年1回以上健康診断等を行う。
2 詳細は、健康管理規程に基づく。

第9章 入学金及び授業料等

(納付金)

- 第31条 学生が納付する入学金、授業料等の額ならびに徴収に関する事項は別表3のとおりとする。

第10章 雑則

(学則変更)

- 第32条 本学則の変更は本校運営委員会の決議および仙台市医師会理事会の承認を得なければならない。

(施行細則)

- 第33条 本学則の施行についての細則は学校長が別に定める。

附則

- 改正 平成25年 4月 1日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正
平成30年 9月12日 一部改正
令和 3年 4月 1日 一部改正
主事の追記等
令和 4年 4月 1日 一部改正
准看護学科の削除等
令和 5年 4月 1日 一部改正
医療専門課程（看護師3年課程）の追加等

(経過措置)

1. 令和5年3月31日において、在学している学生は従前の学則を適用する。

別表1（看護師2年課程の単位及び授業時間数） 75単位 2190時間

別表2（看護師3年課程の単位及び授業時間数） 105単位

別表3（納付金）

種別	看護師2年課程	看護師3年課程	納入期日
入学金	250,000円	250,000円	入学手続き同時
施設維持費	100,000円	150,000円	毎年度4月末日
授業料	月額60,000円	月額60,000円	前期（4～9月）を 3月末日 後期（10～3月分） 9月末日

備考

1. 中途休退学者の授業料はその学生が入退学した日の属する月分まで納入する。
2. 中途退学者の施設維持費はその学生が4月に在籍した年度は納入する。
3. 一旦納入した入学金は理由の如何にかかわらず返還はしない。
4. 新入生の前期授業料は、入学式前日までに指定口座に振り込む。
5. 後期授業料は、毎年9月末日までに指定口座に振り込む。

様式

様式1

誓約書

様式2

卒業証書・専門士の称号

学則 別表1 (看護師2年課程の単位及び授業時間数)

		科目名	単位	時間	
基礎分野	科学的思考の基盤	哲学	1	30	
		情報科学	1	30	
	人間生活と社会の理解	文学	1	30	
		臨床心理学	1	30	
		人間関係論	1	30	
		家族社会学	1	30	
		カウンセリング	1	15	
		教育学	1	30	
		英語	1	30	
基礎分野計		9	255		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		生化学	1	15	
		臨床栄養学	1	15	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	15	
		微生物学	1	15	
		疾病と治療Ⅰ (呼吸器、循環器、消化器、アレルギー、膠原病、代謝・内分泌)	1	30	
		疾病と治療Ⅱ (脳神経、運動器、腎泌尿器)	1	30	
		疾病と治療Ⅲ (女性生殖器、皮膚感覚器)	1	30	
		疾病と治療Ⅳ(小児疾患)	1	15	
		疾病と治療Ⅴ (手術療法、放射線療法)	1	30	
		薬理学	1	30	
	健康支援と社会保障制度	社会福祉論	1	30	
		関係法規	1	15	
		公衆衛生学	1	15	
		保健医療論	1	15	
	専門基礎分野計		16	360	
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30
			看護研究	1	30
基礎看護技術Ⅰ			1	30	
基礎看護技術Ⅱ			1	30	
基礎看護技術Ⅲ			1	45	
臨床看護総論Ⅰ			1	30	
臨床看護総論Ⅱ			1	30	
臨床看護総論Ⅲ			1	45	
専門分野Ⅰ小計			8	270	

		科目名	単位	時間
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学Ⅰ	1	30
		成人看護学Ⅱ	1	30
		成人看護学Ⅲ	1	30
		成人看護学Ⅳ	1	30
	老年看護学	老年看護学概論	1	15
		老年看護学Ⅰ	1	15
		老年看護学Ⅱ	1	30
	小児看護学	小児看護学概論	1	15
		小児看護学Ⅰ	1	30
		小児看護学Ⅱ	1	15
	母性看護学	母性看護学概論	1	15
		母性看護学Ⅰ	1	30
		母性看護学Ⅱ	1	15
		母性看護学Ⅲ	1	30
	精神看護学	精神看護学概論	1	15
		精神看護学Ⅰ	1	15
		精神看護学Ⅱ	1	30
専門分野Ⅱ小計		18	420	
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護論Ⅰ	1	30
		在宅看護論Ⅱ	1	30
	看護の統合と実践	看護管理	1	15
		医療安全	1	15
		災害看護学	1	15
		国際看護学	1	15
		看護の統合と実践	1	15
統合分野小計		8	165	
臨地実習		基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	1	45
		成人看護学実習	2	90
		老年看護学実習	2	90
		小児看護学実習	2	90
		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
		在宅看護論実習	2	90
統合実習	2	90		
臨地実習小計		16	720	
総合計		75	2190	

学則 別表2 (看護師3年課程の単位及び授業時間数)

基礎分野				専門分野				総計					
科目名		単位	時間	科目名		単位	時間	科目名		単位	時間		
科学的思考の基盤	哲学	1	15	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	30	母性看護学	母性看護学概論	1	30		
	倫理学	1	15		看護学概論Ⅱ	1	30		母性看護学Ⅰ	1	30		
	論理学	1	30		看護展開の基礎Ⅰ	1	30		母性看護学Ⅱ	1	15		
	情報処理	1	30		看護展開の基礎Ⅱ	1	30		母性看護学Ⅲ	1	30		
	心理学	1	30		基礎看護技術Ⅰ	1	30	小計		4	105		
	コミュニケーション	1	30		基礎看護技術Ⅱ	1	30	精神看護学	精神看護学概論	1	30		
	人間関係論	1	15		基礎看護技術Ⅲ	1	30		精神看護学Ⅰ	1	30		
	カウンセリング	1	15		基礎看護技術Ⅳ	1	30		精神看護学Ⅱ	1	30		
	家族論	1	15		基礎看護技術Ⅴ	1	30		精神看護学Ⅲ	1	15		
	人間と生活・社会の理解	社会学	1		15	臨床看護概論Ⅰ	1	30	小計		4	105	
		教育学	1		15	臨床看護概論Ⅱ	1	30	看護の統合と実践	看護管理	1	15	
		リフレクション	1		15	看護研究	1	30		医療安全	1	15	
		日本語表現	1		30	小計		12		360	災害看護学	1	30
		医療に役立つ英語	1		30	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1		30	国際看護学	1	15
身体とこころの健康		1	15	地域・在宅看護論Ⅰ	1		15	看護の統合演習	1	30			
小計		15	315	地域・在宅看護論Ⅱ	1		30	小計		5	105		
				地域・在宅看護論Ⅲ	1		15						
				地域・在宅看護論Ⅳ	1		30						
				地域・在宅看護論Ⅴ	1	30							
				小計		6	150						
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	成人看護学	成人看護学概論	1	30	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30		成人看護学Ⅰ	1	30		基礎看護学実習Ⅱ	1	45	
		形態機能学	1	30		成人看護学Ⅱ	1	30		基礎看護学実習Ⅲ	1	45	
		栄養と代謝	1	30		成人看護学Ⅲ	1	30	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	30	
		微生物と感染症	1	30		成人看護学Ⅳ	1	30		地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45	
		病理学	1	15		成人看護学Ⅴ	1	30		地域・在宅看護論実習Ⅲ	1	45	
	疾病の成り立ちと回復の促進	疾病回復過程Ⅰ	1	30	小計		6	180	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	1	30	
		疾病回復過程Ⅱ	1	30	老年看護学	老年看護学概論	1	30		成人看護学実習Ⅱ	2	60	
		疾病回復過程Ⅲ	1	30		老年看護学Ⅰ	1	30		成人看護学実習Ⅲ	1	30	
		疾病回復過程Ⅳ	1	30		老年看護学Ⅱ	1	30	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	1	45	
		疾病回復過程Ⅴ	1	30	老年期の看護過程	1	15	老年看護学実習Ⅱ		2	60		
		疾病回復過程Ⅵ	1	30	小計		4	105	小児看護学	小児看護学実習Ⅰ	1	30	
	薬理学	1	30	小児看護学	小児看護学概論	1	30	小児看護学実習Ⅱ		2	60		
	治療論Ⅰ	1	15		小児看護学Ⅰ	1	30	母性看護学	母性看護学実習	2	60		
	治療論Ⅱ	1	15		小児看護学Ⅱ	1	30		精神看護学	精神看護学実習Ⅰ	1	30	
	臨床検査法	1	15		小児看護学Ⅲ	1	15	精神看護学実習Ⅱ		2	90		
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	1	30	小計		4	105	統合	統合実習Ⅰ	1	30	
		社会福祉論	1	30						統合実習Ⅱ	1	45	
現代医療論		1	15					小計		68	2025		
地域医療論		1	15										
関係法規		1	15										
多職種連携	1	15											
小計		22	540					総計		105単位 2880時間			